

## 北但行政事務組合廃棄物の処理に関する条例

〔平成27年10月30日〕  
〔 条 例 第 2 号 〕

(目的)

**第1条** この条例は、北但行政事務組合（以下「組合」という。）が管理運営する一般廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）で受け入れる廃棄物の処理に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において使用する用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住民 豊岡市、香美町及び新温泉町（以下「関係市町」という。）の区域に居住する者をいう。
- (2) 事業者 関係市町の区域に事務所又は事業所を有する個人、法人又は団体をいう。

(一般廃棄物の処理計画)

**第3条** 管理者は、法第6条第1項の規定により定めた一般廃棄物の処理計画に従い、一般廃棄物の処理を行うものとする。

2 管理者は、前項の処理計画を定めたとき又は処理計画を変更したときは、速やかにこれを告示するものとする。

(処理対象廃棄物)

**第4条** 管理者が処理する廃棄物（以下「処理対象廃棄物」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般廃棄物
- (2) 法第11条第2項の規定により処理することができる産業廃棄物のうち規則で定めるもの

(搬入者の範囲)

**第5条** 処理施設に処理対象廃棄物を搬入できる者（以下「搬入者」という。）は、次に掲げる者とする。

- (1) 関係市町
- (2) 関係市町の長から廃棄物の収集運搬を委託された者
- (3) 法第7条第1項の規定により、関係市町の長の許可を受けている者
- (4) 住民及び事業者

(5) 前各号に掲げるもののほか、管理者が特に必要と認める者  
(受入基準)

**第6条** 搬入者は、規則で定める処理対象廃棄物の受入れに関する基準（以下「受入基準」という。）に従わなければならない。  
(搬入の制限)

**第7条** 管理者は、搬入者が次のいずれかに該当するときは、処理施設への廃棄物の搬入を制限することができる。  
(1) 関係法令、条例又は規則に違反したとき。  
(2) 受入基準に従わないとき。  
(搬入物の検査)

**第8条** 管理者は、処理施設への廃棄物の搬入者に対し、当該廃棄物が受入基準に適合しているか検査することができる。  
(違反者に対する措置)

**第9条** 管理者は、次の各号に掲げる者に対し、それぞれ当該各号に定める措置を講ずることができる。  
(1) 第6条の規定に違反して廃棄物を搬入した者 文書による指導  
(2) 前号の指導をした場合においても、なお第6条の規定に違反して廃棄物を搬入した者 文書による警告  
(3) 前号の警告をした場合においても、なお第6条の規定に違反して廃棄物を搬入した者 1月を超えない範囲内において規則で定める期間における廃棄物の搬入の禁止及び当該搬入を禁止された者の氏名その他の規則で定める事項の公表  
(廃棄物処理手数料)

**第10条** 管理者は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、処理対象廃棄物の処理に関し、別表に定める廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を搬入者から徴収する。

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1号及び第2号に掲げる者並びに関係市町の長が特に必要と認める者については、手数料は徴収しない。  
(手数料の納入等)

**第11条** 搬入者は、処理施設に処理対象廃棄物を搬入したときに手数料を納入しなければならない。ただし、管理者が定期的に納入することを認めた者にあつては、その納入すべき期限を管理者が別に定めるものとする。

2 手数料で既に納めたものは、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(技術管理者の資格)

**第12条** 法第21条第3項の規定による条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、水道部門又は衛生工学部門に係る第二次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であつて、1年以上廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの
- (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第8条の17第2号イからチまでに掲げる者
- (4) 前3号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者  
(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

**別表** (第10条関係)

単位	手数料
計量重量10kgまでごとに	100円